

## 7. 農林漁業信用基金による林業信用保証制度

### 1 林業信用保証業務の目的

林業・木材産業関係者の方々が金融機関から事業資金を借り入れようとする場合に、農林漁業信用基金が保証人となることにより、円滑かつ有利に借入れが受けられるようサポートする制度です。

### 2 保証対象者

次に掲げる方で農林漁業信用基金に出資（1口1万円）をしている方。

#### (1) 林業、木材産業の事業者（会社、個人、組合）

ただし、会社：資本金3億円以下、又は従業員300人以下

個人：従業員300人以下

組合：森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等が組織する中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会

#### (2) 木材卸売業者又は市場開設者（ただし、木材流通に関する「合理化計画」を作成し、都道府県知事の認定を受けている方）

会社：資本金1千万円以下、又は従業員100人以下

個人：従業員100人以下

### 3 保証の対象となる資金

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 造林・育林    | (6) きのこ生産  |
| (2) 素材生産     | (7) 木材卸売業  |
| (3) 木材・木製品製造 | (8) 転貸資金   |
| (4) 薪炭生産     | (9) 共同購入資金 |
| (5) 林業種苗生産   |            |

### 4 保証料（令和7年4月現在）

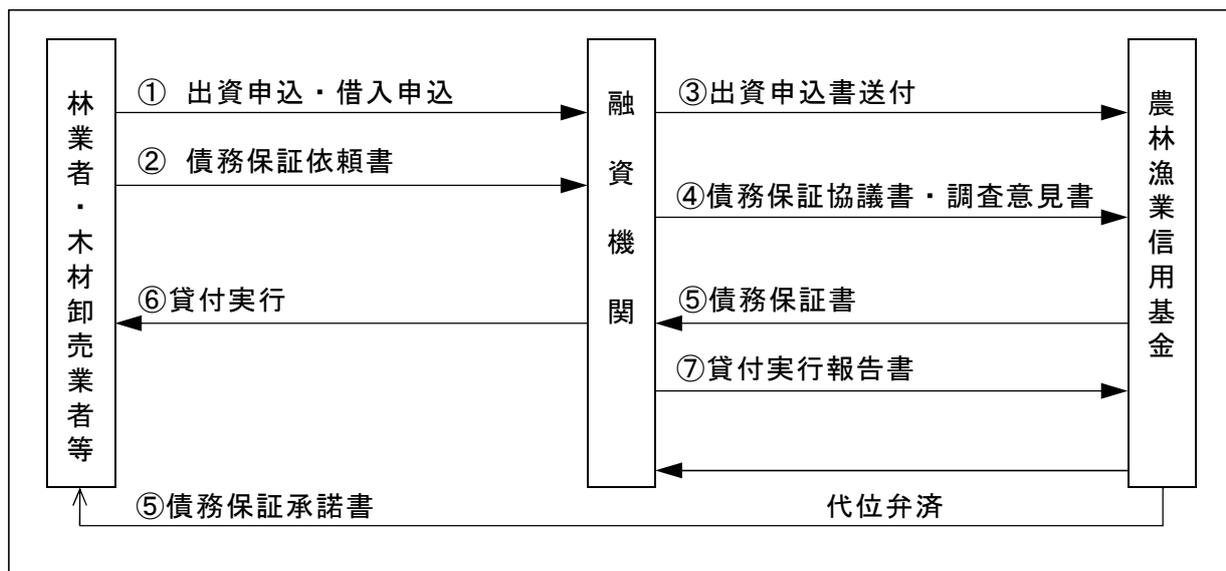
企業毎の保証料率は財務内容等によりいずれかの保証料が適用されます。

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
制度資金	0.15	0.30	0.45	0.68	0.83	0.98	1.13	1.35
一般資金	0.20	0.40	0.60	0.90	1.10	1.30	1.50	1.80

※制度資金：林業・木材産業改善資金  
暫定措置法及び木材安定供給特措法に基づき認定された計画に基づく  
木材産業等高度化推進資金  
災害（新型コロナウイルス感染症を含む）により被害を受けた林業者・木材産業者  
等が災害復旧等をするために必要な資金

※一般資金：農林漁業信用基金の林業信用保証業務細則に定められた資金

## 5 債務保証の手続き



## 6 利用できる金融機関（約定金融機関）

区分	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	組合
宮崎県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行	宮崎第一、延岡、高鍋	宮崎県南部	宮崎県森連 宮崎県木連
熊本県	肥後銀行	熊本銀行	熊本、熊本第一、熊本中央、天草	熊本県	熊本県森連
大分県	大分銀行	豊和銀行	大分、日田、大分みらい	大分県	
鹿児島県	鹿児島銀行	南日本銀行	鹿児島、鹿児島相互	奄美、鹿児島興業	鹿児島県森連
福岡県	福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ、北九州銀行	福岡中央銀行	飯塚、遠賀、田川、大川、大牟田柳川、福岡	福岡県	福岡県信農連、福岡県森連

※隣県の約定金融機関の支店が宮崎県内にある場合には、その金融機関も利用できます。

## 8 相談窓口

### (1) 宮崎県

〒880-0851 宮崎市橘通東2-10-1  
宮崎県山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室  
木材産業振興担当  
TEL 0985-26-7156 (直通)  
FAX 0985-28-1699

### (2) 独立行政法人農林漁業信用基金

〒103-6228 東京都港区愛宕2-5-1  
愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階  
独立行政法人農林漁業信用基金 (林業信用保証管理部)  
TEL 03-3434-7825 (林業信用保証管理部)  
FAX 03-3434-7837

## 独立行政法人農林漁業信用基金とは

- ・ 農林水産省及び財務省を主務省とする公的な保証機関です。
- ・ 林業・木材産業を営む方が、融資機関から融資を受ける際のその債務を保証することにより、融資を円滑にしています。

## 林業信用保証のメリット

### <メリット1> 手頃な保証料

保証料率は年0.15%~1.80%で、財務状況により低率が適用されます。  
また、日割り計算のため、無駄がありません。

### <メリット2> 保証限度額が大きい

保証額は、関連企業を含めて、財務状況により6億円まで利用可能です。  
無担保での保証限度額は、財務状況により2億円まで利用可能です。

### <メリット3> 林業も木材産業もまとめて保証

林業の事業用資金を保証することができるのは、全国で林業信用保証だけです。  
また、林業と木材産業(製材、チップ製造等)とをまとめて保証することも可能です。

### <メリット4> 豊富な知識と経験に基づくアドバイス

全国の保証事例を1拠点で把握するとともに、専門の担当者を配置しています。  
豊富な知識と経験、全国的なネットワークを活かして御相談に対応します。

## 保証をご利用いただける方

業種	種別 (注1)	資本金	従業員数
造林・育林 素材生産 木材・木製品製造 薪炭生産 林業種苗生産 きのこ生産	会社	3億円以下	または 300人以下
	個人	-	300人以下
	組合	-	-
木材卸売等 (注2)	会社	1,000万円以下	または 100人以下
	個人	-	100人以下
木材製品利用 (注3)	会社	3億円以下	または 300人以下
	個人	-	300人以下

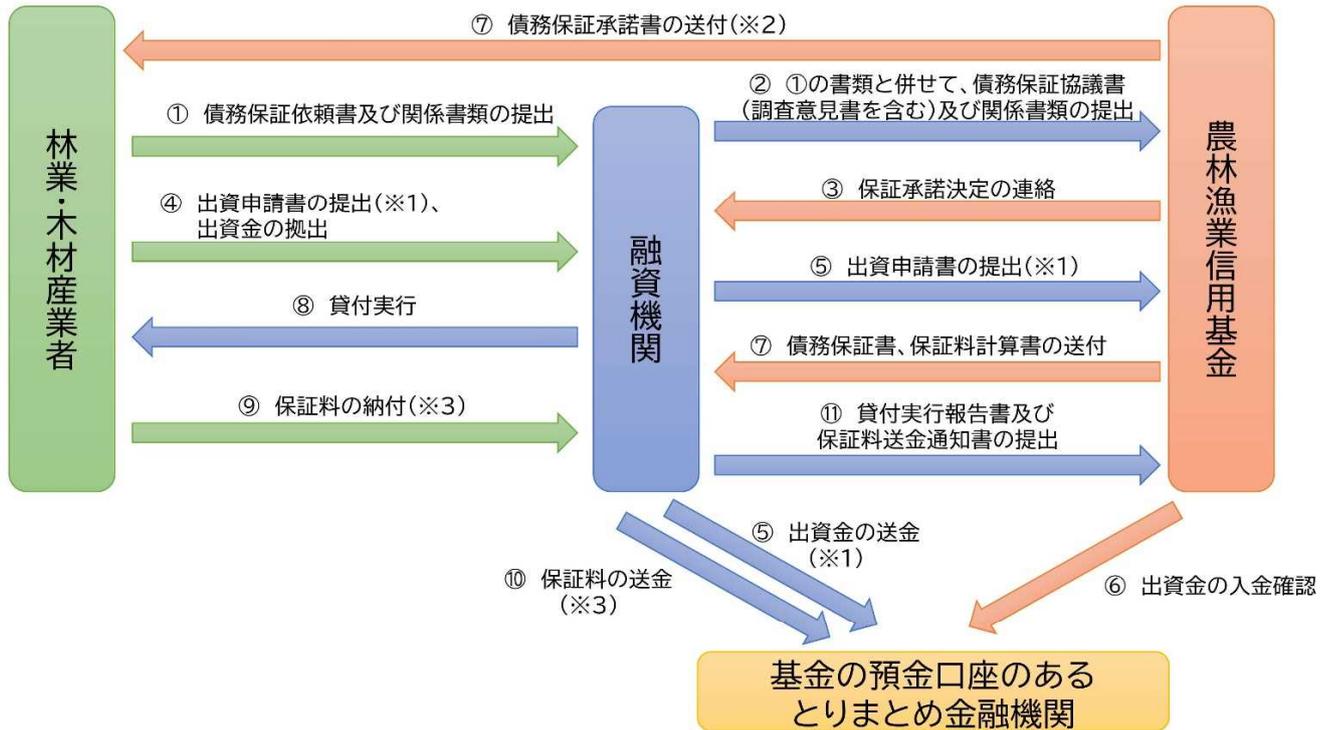
注1:組合とは、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等が組織する中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会を指します。

注2:「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」の「合理化計画」もしくは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた方が対象です。

注3:「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた方が対象です。

注4:反社会的勢力は保証をご利用できません。

## 保証のご利用手続き



※1 出資金は、保証依頼者が保証に必要な出資をしている場合は不要です。既に出資をしていますが、保証額に必要な出資金に足りない場合はその不足分を出資していただきます。

※2 出資手続きの完了した旨の文書は、発行事務に時間を要しますので、債務保証承諾書送付後に別途発送いたします。

※3 保証料は、翌月10日までに基金の預金口座のあるとりまとめ融資機関に送金していただきます。

## 保証のご利用条件

### 連帯保証人・担保

#### <連帯保証人>

- 法人代表者のほか、ご利用条件により追加で連帯保証人が必要な場合があります。

#### <担保>

- 運転資金は、財務内容や経営状況によっては担保が必要です。
- 設備資金は、借入期間が5年を超える場合又は土地建物の購入・建設の場合は、原則として担保が必要です。(信用基金を抵当権者として設定する登記は、被保証者の方の登録免許税が0.4%から0.2%へ軽減されます。)

### 出資

- 保証を受ける事業者は、出資者となっていただく必要があります。
- 出資必要額は、保証額を保証倍率で除した額です。保証倍率は都道府県ごとに異なりますが、概ね40倍から45倍です。  
(例) 保証額が1,000万円、保証倍率が45の場合の出資必要額  
 $1,000万円 \div 45 = 23万円$  (1万円未満は切上げ)
- 出資金は、保証のご利用が終了した後に払い戻すことができます。

## 保証メニュー

- 保証料率は、財務内容等により各メニューに該当する区分内のいずれかが適用されます。
- 木材卸売等及び木材製品利用は、制度資金に係る場合のみ対象です。
- 保証の最高限度額は、財務内容により、関連企業を含めて6億円までです。

### 1 制度資金への保証

法律に基づいて作成した計画について都道府県知事の認定を受けた方が、計画に従って事業を行うための資金に対する保証です。

資金の種類	対象事業	用途	保証期間	保証料率	保証割合	借入限度額 (注4)	借入利率 (注5)	資格要件等 (注6)	
林業・木材産業改善資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	設備 (注2)	10年以内 (据置期間 3年以内)  (注3)			林業分野 個人1,500万円 会社3,000万円 会社以外の団体 5,000万円 木材産業分野 1億円	0.00% (無利子)	「林業・木材産業改善措置に関する計画」の知事認定	
木材産業等高度化推進資金	素材生産等促進資金	運転	短期資金 1年以内  長期資金 5年以内 (据置期間 1年以内)	0.15% 0.30% 0.45% 0.68% 0.83% 0.98% 1.13% 1.35%	原則 80%	1億円 (特認 2億円 4億円 5億円)	短期資金 1.70%、1.90%、 2.00% 長期資金 1.85%、2.20%、 2.40%	「合理化計画 (事業経営改善 計画)」の知事 認定	
	新規需要創出資金					○木材・木製品製造	1億円		短期資金 1.70% 長期資金 1.85%
	木材高度加工資金					○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	1億円 (特認 2億円)	短期資金 1.70% 長期資金 1.85%	「合理化計画 (構造改善計 画)」の知事認 定
	林業経営高度化推進資金					○造林・育林 ○素材生産	5千万円 (特認 1.5億円)	短期資金 2.00% 長期資金 2.40%	「林業経営改善 計画」の知事認 定
	伐採・造林一貫作業推進資金					○造林・育林 ○素材生産	1億円 (特認 2億円)	短期資金 1.70%、1.90% 長期資金 1.85%、2.20%	
	木材安定供給資金 (注1)					○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等 ○木材製品利用			
合理化資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転 設備	運転資金 5年以内			—		「合理化計画」 の知事認定	
木材安定供給確保事業 資金 (注1)	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等 ○木材製品利用	運転 設備	設備資金 15年以内			—	融資機関 所定の利率	「木材安定供給 確保事業計画」 の知事認定	

注1:保証料は最大5年間免除です。

注2:設備導入に伴う運転資金(当該設備の利用技術習得のための教育費等)は対象です。

注3:法律の定めにより、12年以内、13年以内、15年以内となる場合があります。

注4:特認とは、木材の取扱量が一定以上等の条件を満たし、林野庁長官の認定を受けた場合です。

注5:木材産業等高度化推進資金は、この利率以下で都道府県知事が設定しますので、都道府県によって利率が異なる場合があります。また、事業体の規模等により利率が異なる場合があります。

注6:各種計画について都道府県知事の認定を受けた方への保証を必ずしも約束するものではありません。

## 2 一般資金への保証

林業・木材産業を営む方の資金繰りを広く支援するための保証です。

対象事業	用途	保証期間	保証料率	保証割合	借入利率	保証限度額
○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産	運転	運転資金 3年以内 (長期資金 7年以内)	0.20%	原則 80%	融資機関 所定の利率	財務内容により、 関連企業を含めて 6億円
			0.40%			
			0.60%			
	設備	設備資金 15年以内	0.90%			
			1.10%			
			1.30%			
1.50%						
1.80%						

## 3 目的に応じた保証

自然災害等からの復旧、事業承継、新規創業などの取組を支援するための保証です。

保証の種類	保証の概要	対象事業	用途	保証期間	保証料率 (注3)	保証割合	借入利率	保証限度額 (注7)
借換資金に係る林業信用保証 (注1)	コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者のための借換資金に係る保証	○造林・育林 ○素材生産 ○林業種苗生産	運転	10年以内 (設備資金借換の場合 15年以内) (据置期間 2年以内)	一般資金 への保証 に同じ	80%	一般資金 への保証 に同じ (注6)	3億円
林業・木材産業災害復旧対策保証 (注2)	台風、洪水、地震などの自然災害からの復旧、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた場合の保証	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等 ○木材製品利用	運転 設備	運転資金 5年以内 (長期資金 7年以内)	制度資金 への保証 又は 一般資金 への保証 に同じ	原則 100% (注4)	制度資金 への保証 又は 一般資金 への保証 に同じ	8千万円
事業承継支援保証	①人(経営) ②事業用資産 ③知的資産(従業員の技術や技能等)のいずれかを承継するための保証(承継後3年を経過していない場合を含む。)			設備資金 15年以内 (据置期間 2年以内)				
林業・木材産業複合経営化支援保証	林業・木材産業の複合経営に新たに取り組むための保証(複合経営開始後の決算期が3期を経過していない場合を含む。)			制度資金 への保証 又は 一般資金 への保証 に同じ				
林業・木材産業の創業等支援保証	森林組合等で経験を積んで独立する場合や、異業種から林業・木材産業へ新たに進出する場合の保証(創業後の決算期が3期を経過していない場合を含む。)			原則 80% (注5)				

注1:令和8年3月31日までの受付です。

注2:災害救助法が適用された災害又は林野庁長官の指定する災害が対象です。林野庁長官の指定する災害は、信用基金HPでご確認ください。

なお、自然災害等は災害発生翌年度未までの、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響は令和8年3月31日までの受付です。

注3:最大5年間免除です。ただし、「林業・木材産業災害復旧対策保証」は、林野庁長官の指定する災害に限り保証料免除の対象となります。

注4:コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響は、原則80%保証です。

注5:林業・木材産業改善資金を利用する場合は、100%保証とすることが可能です。

注6:林業施設整備等利子助成の利用により、最長5年間実質無利子です。

注7:他の保証との合算限定の定め(6億円以下)があります。

6

## 林業信用保証の活用事例



木材市場を経営するA社は、ログローダとフォークリフトを購入するため、県に相談したところ、無利子の「林業・木材産業改善資金」の活用を提案されました。

A社は、「林業・木材産業改善措置に関する計画」を作成し、県知事認定を取得した上で、県指定の融資機関に林業信用保証付きの融資を申し込んだところ、無事に保証の審査も通り、融資を受けることができました。



(写真提供:新潟県)

造林・育林業を営むB社は、事業に必要な人件費や苗木代等の諸経費支払いのための資金が必要となり、県の出先機関である農林事務所に相談したところ、低利で資金が借りられる「木材産業等高度化推進資金」の利用を提案されました。

B社は、この資金を利用するため、「林業経営改善計画」を作成し、県知事の認定を取得した上で、県指定の融資機関に林業信用保証付き融資を申し込んだところ、低利で必要な運転資金を調達することができました。



長年にわたり、素材生産会社の従業員であったCさんは、独立して以前の会社の同僚とともに素材生産を行う会社を新たに設立しました。

事業に必要な中古の林業機械の導入を計画し、地元の融資機関に相談したものの、創業間もない会社であったことから、融資機関は融資に慎重になっていました。

融資機関の担当者が信用基金に相談したところ、新規創業であっても林業信用保証を利用することができることを知り、Cさんは、林業信用保証付きの融資を受けることができました。



チップ製造業を営むD社は、積極的な設備投資を行い、生産量を増やそうとした矢先に、台風による被害に遭い、建屋や製造設備が破損しました。

これまでの設備投資により借入が多くなっていたため、できるだけ少ない負担で台風被害からの再建を図るための融資を受けることができる保証メニューがないか信用基金に相談したところ、「林業・木材産業災害復旧対策保証」を提案されました。

D社は罹災証明書を取得し、融資機関に林業信用保証付き融資を申し込んだところ、保証料が5年間免除され、費用負担を軽くすることができました。

# 保証申込み書類



## ■ 一般的書類

様式はこちらからダウンロード可能です。→

提出経路	書類名	申込者の種類			備考
		会社	組合	個人	
融資機関 ↓ 信用基金	債務保証協議書	●	●	●	いずれも融資機関が作成 様式は信用基金HPに掲載
	調査意見書	●	●	●	
	保証人調書	●	●	●	
保証申込者 ↓ 融資機関 ↓ 信用基金	債務保証依頼書	●	●	●	保証申込者が作成。様式は信用基金HPに掲載
	個人情報の取扱いについての同意書	●	●	●	保証申込者が法人で代表者が連帯保証人となる場合、個人が保証申込者の場合など、保証申込者及び連帯保証人が個人の場合 様式は信用基金HPに掲載
	確定申告書（写し）	●	●	●	決算書、勘定科目内訳書を含む。新規申込みの場合は3期分（新規創業の場合を除く。） 税務署收受印又はe-Tax受信通知が確認できるもの
	試算表	●	●	●	決算後6か月以上経過している場合
	印鑑証明書（連帯保証人分を含む。）	●	●	●	最近3か月以内のもの（写しの場合は、融資機関本支店の押切印による原本証明を附したのもの）
	出資利用承諾書	●	●	●	間接利用の場合
	定款	●	●		初回申込み及び定款記載事項に変更があったとき
	履歴事項全部証明書	●	●		最近3か月以内のもの（写しの場合は、融資機関本支店の押切印による原本証明を附したのもの） 登記情報提供サービスを利用して取得したものは不可
	組合の概況表		●		これらに代わる資料でも可
	総会議事録等資料		●		
	転貸資金明細書		●		転貸資金の場合（推進資金を除く。）
債務根保証資材売渡先予定者明細書		●		共同購入資金の場合（推進資金を除く。）	

※このほか、資金繰り表や事業計画書等の提出をお願いする場合があります。

## ■ 追加的書類

提出経路	資金等名	書類名	備考
保証申込者 ↓ 融資機関 ↓ 信用基金	合理化資金 (推進資金)	合理化計画認定申請書、 知事の認定書の写し	数人共同の構成員が個々に融資を受ける場合は、 「数人共同の事業体に係る参考資料」を添付のこ と変更認定があればその都度添付のこと
		合理化計画認定通知書の写し (知事の融資機関宛文書)	
	林業経営 改善資金	林業経営改善計画認定申請書、 認定書の写し	同認定書での更新の場合は、初回のみ の添付で可 変更認定があればその都度添付のこと
	林業・木材産業 改善資金	林業・木材産業改善資金貸付資格認 定申請書、認定書の写し	
	設備資金	設備計画書・見積書	合理化計画認定者の場合は不要
	林業・木材産業 災害復旧対策保証	罹災証明書	信用基金が示す被災証明書の様式を活用しても可
	新型コロナ又は原油 高騰等の影響による 借換資金に係る保証	借換資金申込申請書	様式は信用基金HPに掲載
	事業承継支援保証	事業承継計画書 財務要件等確認書	
	林業・木材産業 複合経営化支援保証	林業・木材産業の複合経営計画書	
林業・木材産業の 創業等支援保証	新規創業計画書 新分野進出計画書		

## 保証の対象となる資金



### 造林・育林

植栽、下刈り、除伐、  
間伐等に必要な資金



### 素材生産

立木購入、伐木、造材、  
搬出等に必要な資金



### 木材・木製品製造

製材品、集成材、合板、  
プレカット材、チップ等の  
製造に必要な資金



### 薪炭生産

薪炭(その副産物等)の  
生産に必要な資金



### 林業種苗生産

林業種苗、緑化木等の  
生産に必要な資金



### きのこ生産

きのこの生産に  
必要な資金



### 木材卸売等

木材の卸売又は木材市場  
の開設もしくは改良、  
木材の輸送に必要な資金



### 木材製品利用

住宅等の建築請負、家具等  
の製造、木質バイオマス発  
電等に必要な資金

# お気軽にお問合せ・ご相談ください！

## 独立行政法人農林漁業信用基金

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

TEL: 03-3434-7826, 7827(融資機関又は保証ご利用中の方)

03-3434-7825(都道府県又は一般の方)

FAX: 03-3434-7837

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



表紙写真：「御嶽湖に写る御岳山」（林野庁中部森林管理局提供）

裏表紙挿絵：平田美紗子

2025.04更新